

報道関係者 各位

令和5年11月24日

【照会先】

秋田労働局 労働基準部 監督課

監督課長 寺脇 悠太郎

監察監督官 佐藤 厚志

電話 018-862-6682

令和5年度建設工事に係る「建設業における災害防止集中取組月間」の監督指導結果について

秋田労働局（局長 山本博之）は、管内の6労働基準監督署が令和5年9月1日から同月30日までの「建設業における災害防止集中取組月間」に、施工中の建設工事現場（木造家屋建築工事業を除く。）に対し集中的に監督指導を実施しました。

【監督指導結果の概要】（図1～図2参照）

■ 監督指導の実施は142現場、236事業場。違反は83現場、169事業場

災害防止集中取組月間中に142現場、236事業場^{※1}に対して監督指導を実施しました。このうち、労働者の安全と健康の確保などを定めた労働安全衛生法に係る違反があったのは83現場、169事業場でした。事業場の違反率は71.6%でした。

監督指導を実施した現場の工事の種類は、多い順に、土木工事81現場、建築工事51現場、その他工事10現場でした。

■ 車両系建設機械に関する違反が30.5%と最多

主な違反の内容は、

車両系建設機械に関するもの 72事業場（違反率30.5%）

（例：作業計画を定めていない、本来使用してはならない用途に使用していた等）

元請けの現場管理に関するもの 47事業場（違反率19.9%）

墜落防止措置に関するもの 33事業場（違反率14.0%）

（例：仮設通路に手すり等が設けられていない、開口部に囲いが設けられていない等）でした。

■ 使用停止・立入禁止等行政処分を行ったのは8事業場

特に危険度の高い機械設備や作業場所に対しては使用停止や立入禁止等の行政処分^{※2}を行いますが、今年度に行ったのは5現場、8事業場でした。

■ 今後の取組み

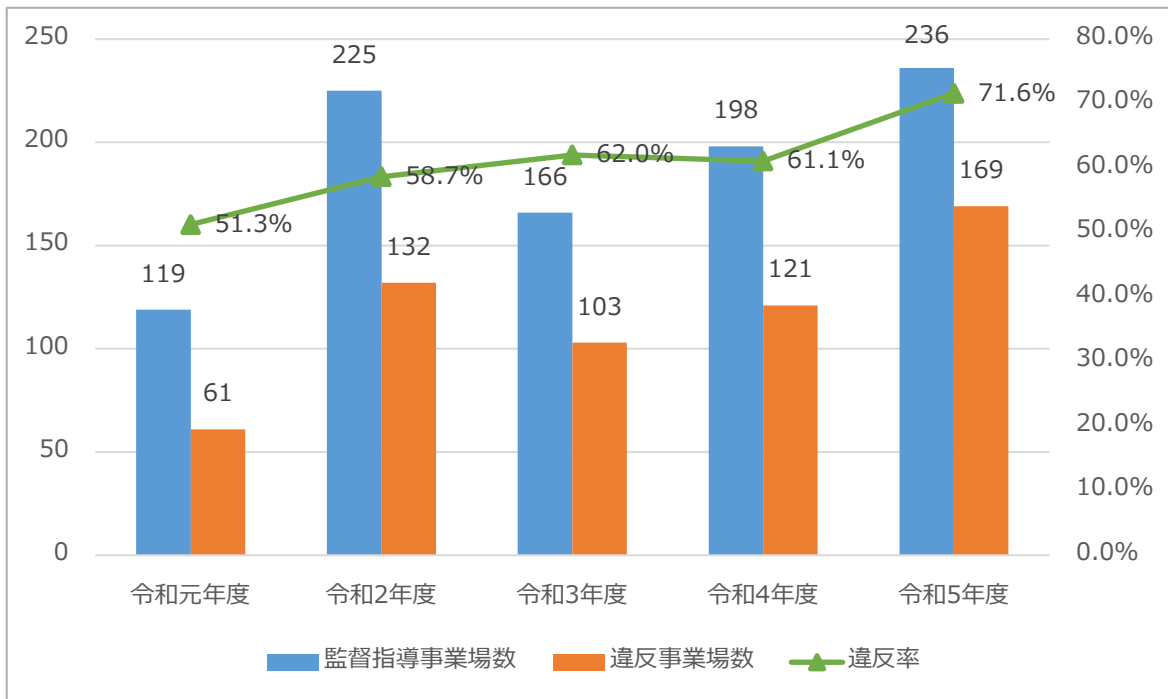
秋田県内の建設工事業（木造家屋建築工事業を除く。）では、令和5年10月末時点で、休業4日以上労働災害が121件発生しており、令和4年同期比で60件減少しています。

秋田労働局では、令和5年度から「第14次労働災害防止計画」に基づき、墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントを実施する建設業の割合を2027年までに85%とする目標を掲げており、今回の災害防止集中取組み月間においても、リスクアセスメントの実施の周知を図りました。

建設機械や墜落防止措置に関する法違反は死亡などの重大な災害につながることから、引き続き、労働災害撲滅のための監督指導、リスクアセスメントの周知の実施を重点的に行っていくこととしています。

- ※1) 事業場数とは現場で作業する元請と下請を合わせた事業場の数ですので、1現場が1事業場とは限りません。
- ※2) 特に危険な機械や作業場所等に対して労働基準監督署長が行うもので、行政処分の対象となった機械や作業場所等が安全に作業ができることが確認されるまで、その使用や立入が禁止されます。

【図1】 過去4年の「建設業における災害防止集中取組月間」の監督指導事業数等の推移



【図2】 今年度監督指導を実施した現場の工事の種類

